

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

胎内市長
胎内市議会議長
胎内市農業委員会
胎内市教育委員会

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 19 条第 5 項及び女性の職業生活における活躍推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍法」という。）第 19 条第 6 項に基づき、特定事業主行動計画による取組について、令和 5 年度の実施状況を公表します。

1 仕事と子育ての両立支援（次世代法及び女性活躍法関連）

《目標》

- ・ 男性の育児休業取得者数を毎年度 1 名以上とする。
- ・ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率を毎年度 80%以上とする。
- ・ 男性職員一人あたり配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計取得日数を 5 日以上とする。
- ・ 職員の年次有給休暇取得日数を毎年度 10 日以上とする。

《状況》

男性の育児休業取得者数

	R元	R2	R3	R4	R5
取得者数/対象者数	1人/3人	1人/7人	2人/5人	4人/9人	1人/2人
取得率	33.3%	14.3%	40.0%	44.4%	50.0%
平均取得日数	19日	31日	37日	21日	140日

配偶者出産休暇の取得率

	R元	R2	R3	R4	R5
取得者数/対象者数	2人/3人	6人/7人	4人/5人	2人/9人	1人/2人
取得率	66.7%	85.7%	80.0%	22.2%	50.0%
平均取得日数	2.0日	1.2日	1.7日	1.8日	2.0日

男性の育児参加休暇の取得率

	R元	R2	R3	R4	R5
取得者数/対象者数	2人/3人	3人/7人	3人/5人	6人/9人	2人/2人
取得率	66.7%	42.9%	60.0%	66.7%	100.0%
平均取得日数	3.6日	3.9日	2.5日	2.7日	3.1日

配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計取得率並びに合計取得日数の平均日数

取得者数／対象者数	取得率	平均取得日数
2人／2人	100.0%	3.1日

職員の年次有給休暇取得日数（各年1月1日～12月31日までの期間）

	R元	R2	R3	R4	R5
平均取得日数	9.0日	9.0日	9.7日	9.2日	日

2 女性の活躍支援（女性活躍法関連）

<p>《目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までに課長級職の女性割合を10%以上とする。 ・令和7年度までに係長級職の女性割合を30%以上とする。 ・令和7年度までに「昇任を望む」女性職員の割合を女性全体の40%とする。
--

《状況》

課長級

	R元	R2	R3	R4	R5
合計	18人	18人	18人	18人	18人
うち女性	1人	1人	1人	1人	1人
女性割合	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%
伸び率（※）	+5.6ポイント	+5.6ポイント	+5.6ポイント	+5.6ポイント	+5.6ポイント

※伸び率・・・対 平成28年度（0.0%）

係長級

	R元	R2	R3	R4	R5
合計	58人	56人	54人	53人	52人
うち女性	15人	14人	12人	12人	13人
女性割合	25.9%	25.0%	22.2%	22.6%	25.0%
伸び率（※）	+0.9ポイント	0ポイント	-2.8ポイント	-2.4ポイント	0ポイント

※伸び率・・・対 平成28年度（25.0%）

「係長以上への昇任を望む」女性割合

令和5年度12月末時点	女性全体に占める割合
	7.0%